

# 伊方訴訟ニュース

第78号

1980年2月20日

伊方原発訴訟を支援する会（連絡先：〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル、藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780）

## 控訴審第6回公判

### TMI事故は人類破滅への道を指し示す 居直る被告国側を徹底的に糾弾

1月31日、前日の夕方から急にやってきた寒波のため、瀬戸内に面した高松でも粉雪が舞う。夜明け前から裁判所玄関前に列を作った高松はじめ各地からの支援の人々に、凍えるような寒風が容赦なく吹きつける。4時すぎにマイクロバスで到着した原告ら現地の人たちは、香川県評のはからいで県評事務所まで暖を取りつつ仮眠して英気を回復。入廷前に、列を作ったままで、現地・支援グループの交流集会を終え、到着したばかりの準備書面を手に入廷。

定刻通り10時半に開廷。まず被告国側が、「基本的設計とは何か」など、原告住民側からの釈明に答えた準備書面(5)を、いつものように一言もしやべらないままに「陳述」する。これに対し菅弁護士が、つぎのようにその無内容ぶりを批判した。

「基本設計とは基本となる設計で、基本的設計方針とは設計に関わる基本的考え方であると、依然として言い替えにすぎない無内容な回答でしかない。結局、明白にし得ないような言葉を恣意的に用い、都合が悪くなれば安全審査の対象でないと言うために持出してきたということが明らかになった。これ以上の釈明は無意味であり、原告側の考え方を積

極的に主張していくことにする」と。

続いて矢野浜吉さんが原告団を代表して立ち、つぎのように訴えた。

「伊方原発では、すでに5回に及ぶ事故をひき起こしている。運転再開に当たっての説明会にやってきた政府の説明官は、『伊方原発は、ほとんど安全になったが絶対安全とは云えぬ』と言った。また四電のビクターハウスの職員は、自分が友人と行った時、『TMI事故で安全神話は崩れました』と、暗に、伊方でもいつ事故が起こるか分からないと言った。さらに、最初は「防災計画など不要」と言っていた県や各市町村が、TMI事故があったから、『これはたまらん』と、あわてて防災計画を練り直している。(次頁に)

## 2号炉第4回公判

3月3日(日)午後1時より

### 松山地裁大法廷

スリーマイル島原発事故が明らかにした伊方原発の危険性と、周辺地域住民の不安と怒りについての住民の追及に対し、国側は分り易く答弁すると言う。したたかな住民の反撃に出合うことだろう。

このように、国、県、四電のいずれもが、現在では、絶対安全でないと言いつけているが、これでは最初の約束と違い、私たちは納得できない。被告席の方々にお聞きするが、絶対安全と今なお説明しているのは、あなた方だけではないのか。

裁判長、こういうことをよく調べ、設置許可を直ちに取消していただきたい」と。

ついで、前日夕方に裁判所に原告住民側から提出した準備書面(4)——スリーマイル島原子力発電所事故は人類破滅の途を指し示す——の陳述が始まった。

まず仲田弁護士が立ち、「TMI事故の影響で、デンマークでも原子力発電を断念したと伝えられている。軽水炉原発には運転停止の途しかないことを各代理人から陳述する」とのべる。

続いて菅弁護士が、準備書面の第一章「本件許可処分とTMI原子炉事故」の陳述に入る。その中で同弁護士は、原告住民側の「基本的設計」に対する明快な解釈を展開し、住民の安全の確保に関したものは、技術の未熟な原子力の場合、どんな詳細なことも「基本的設計」に含まれるべきであること、そして、TMI事故で明らかになった諸問題は、すべて安全審査の対象とすべきものであると論断した。

第二章「ケメニー委員会報告」を陳述した藤田弁護士は、補佐人を含む弁護団が2回にわたって渡米し、現地調査と必要資料の入手に当たり、その結果は本準備書面や今後の審理に反映させるとのべた後に、米大統領調査委員会(ケメニー委員会)は、その構成、データのとり方、さらに報告書の結論から見て、中立的な第三者機関とは言えず、米国の反原

発住民も、原子力発電を続けるためのセレモニーにすぎないと受取っていると述べた。そして、極めて政治的な同報告書さえ、被告も含む推進派の誤りを指摘していることを示すため、批判的立場を保ちつつも、本準備書の各所で報告書を引用したと説明。

仲田弁護士は、第三章「TMI原子炉事故」についての、ケメニー報告によって、炉心の崩壊・溶融、水素ガスの発生、そして流出した放射エネルギーのいずれもが、さらに大規模なものであったことを指摘しつつ、本件安全審査と原審判決の誤りは、それだけで、すでに明白となつたと断じた。

第三章の後半「TMI原子炉事故をもたらした真の原因」を陳述した井上弁護士は、TMI事故を「人的ミス」のせいにしてしようとする被告を批判し、「原子炉事故など起こり得ない」との推進派の姿勢こそ真の原因であったことを、加圧器水位上昇への対応、一次冷却材ポンプの停止、制御室で警報、誤報、遅報に悩まされ続けた運転員の状況、などの具体例について、説得的に論じた。

第四章「TMI原子炉事故についての被告の準備書面に対する批判」は、「伊方とTMIとは違う」との被告の答弁が、いかにもはなはだしいものであるかを展開しており、里見弁護士が、TMI事故の重大性を認識せず、その教訓を学びとろうとしない被告の基本姿勢の誤りと、その主張の御都合主義とを批判した。そして柴田弁護士は、被告があげた8項目の「差異」について、その見当違いとごまかしを、一つ一つ具体的に指摘し、「TMI事故は伊方と関係ない」との居直りの不当さを徹底的に追及した。

第六章「TMI原子炉事故以上の事故は必

至」の陳述は三人の代理人が担当した。畑村弁護士は「困難な原子力行政の改革」について、ケメニー委員会が「米国原子力規制委員会（NRC）が規制よりも推進に組していた」と批判したことにふれ、わが国では、「規制」と「推進」が分離されるどころか、文字通り一体となっており、本件安全審査もその名に値しないものであったことを指摘してきた原告らの正しさを、改めて強調した。

田中弁護士は、第五章「多発する原子力発電所事故と特質」とともに、第六章のうちの「頻発する事故とその軽視」を陳述し、わが国でも頻発している事故・故障・人的ミスと、それらを軽視する被告の姿勢の中に、「大事故」の火種が宿していると具体的に指摘。

浦弁護士は、第六章の「不十分な事故解析」と、「恣意的な災害評価」の項とを陳述し、「単一故障」を原因とする事故だけしか対象にしないで、安全性を確認したとしてきたこれまでのやり方が、一度に多くの故障が起こったTMI事故によって否定されたことを指摘し、一方、これまでにも原告らが主張し続けてきた災害評価の恣意性が、TMI事故で余す所なく暴露されたと強調した。

第七章「原子力防災計画」を陳述した熊野弁護士は、原発を安全と欺瞞して売り込む被告には、自らもそうだと信じる自己欺瞞も要求され、その谷間に、「事故は起こらないが起こるかもしれない」として放り出されていた防災計画の無力さが、TMI事故で白日の下にさらされたと断じ、依然として不変で、今や犯罪的と見せる被告の態度によって、伊方の防災計画は役立たないままとなっていると鋭く追及した。

最後に立った藤田弁護士は、第八章「明ら

かになった四国電力の技術的能力の欠如」について陳述し、米国原発を模擬したシュミレーターで「暈の上の水練」しか受けていない四電に「技術的能力あり」と認定した安全審査のいい加減さと、「フルブーフ」の自慢を、にわかに運転員の能力の欠如の議論に置きかえた御都合主義をとともに批判した。

そして藤田弁護士は、第九章「まとめ」の項で「TMI事故の教訓を学ぼうとせず、すでに原子力発電所の建設を強行する被告らの姿勢の中に、人類破滅への道であるテクノ・ファシズムの足音が聞こえはじめている」と断じつつ、高松高裁が松山地裁と同じような誤りを犯すなら、「国民の裁判への信頼は、どこかの原子力発電所の炉心と共に、完全に溶融してしまふことになる。大事故の危険はさしさまっているのである」と訴えた。

長時間にわたる各代理人の陳述は、聞き入る人たちに、スリーマイル島原子力発電所事故の重大さとその教訓を生々しく伝え、改めて、長年にわたる原告住民側の主張の正しさを浮きぼりにした。しばしば起こる拍手の中で、被告席の意気消沈ぶりが目立つ。

早期結審を目指していた小西裁判長も3月で停年とか。次回は6月10日、原告側から、主張をまとめた準備書面の提出と、証人申請を行うと予告したが、被告は無言のまま閉廷。(Q)

#### 準備書面（控訴人（原告）4）

—スリーマイル島原子力発電所の  
事故は人類破滅への道を示す—  
B5版226頁、一部2000円  
(会員、読者と10部以上1500円)

## 2号炉訴訟

### 各原告の準備書面（つづき）

原告 寺岡 幸治

米ペンシルベニア州のスリーマイルアイランド原子力発電所で、五十四年三月二十八日放射能が外に漏れる事故が起き、三月三十日の新聞で報道された。四月一日の愛媛新聞によると、米ペンシルベニア州の環境保護局が、三十日明らかにした所によると、スリーマイルアイランド原子力発電所の事故で、百五十万リットルを起える汚染水が、近くの、サスケハンナ川に流れたが、有害な放射能汚染の恐れはない。が、薄めた汚染水の排水を急がないと、貯水タンクがあふれ、薄められていない汚染排水が、直接、同川に流れ込む恐れがある、と当局は指摘している。その後、九月三十日の読売新聞によると、スリーマイルアイランドの原子炉で、放射能漏れが現在もおさまらず、このままでは、あと四十日で、高放射能汚染水が貯蔵タンクからあふれて、サスケハンナ川に流れ出し、住民の健康など、環境に重大な影響を与えかねないことを、二十八日、上院調査小委員会が発表した。同小委の調査によると、漏出を食い止めることは不可能で、漏出を前提にした対策が必要だと云う。

同型である伊方でも、当然同じ様な事故が起ころであろうし、その時、鮮魚商を営む私は、何をして生活すれば良いのであろうか。放射能に汚染された魚を貝を、市場で売り買い出来るのであろうか。その魚を手で、さわつた時、どうすれば良いのか。汚染された魚と、汚染されていない魚を、どの様に区別するのか。

又、一般住民が、その魚を買いのか、等と考える時、結果は目に見えている。伊方で放射能漏れが起これば、汚染されている、いないにかかわらず、魚を買って食べる人は一人もいないであろう。その時、八幡浜魚市場で魚を取り扱う二百余名は、何によつて生活すれば良いのであろうか、と考える時、不安と恐怖で、ねむれない日が続く。

又、その時、四国電力は、事故の真相を、住民に、正確に報道するであろうか。今までの報道では、少しのトラブルであつたから、県や町への連絡が遅れたとか、連絡する程の事故でなかつたから、と、事故を隠そうとする。少しの事であれ、大きく考え、県や町に早く連絡するのが本当である。もし連絡されても、その時、自分や、妻子供達は、又、磯津に在住する老人百余名や、学童・幼児百余名、又身体障害者約二十名は、どこへ、どの様に行けば良いのか。何を食べ、何を飲むのか。又大事故でなくても、少しの事故でも、避難を始めると道路が混雑し、私の利用する国道三百七十八号線は、危険な細い一本道なので、大変混雑が起これると考える。もし、人間が避難することが出来たととしても、漁業と、カンキツが主産業である私達の地区で、収穫したミカンその他、農作物、漁業収穫物は放射能を受け、全く価値のない、物として取扱われるのは必至である。

人間のみならず、地上のありとあらゆる生物を、危機にさらす原発に、地区民は不安な

日々を送っている。南予は、美しい自然に恵まれた所で、ミカン、米、その他の農作物がおいしく、その上、瀬戸内海はきれいで海もおだやか、取れる魚はとてもおいしい事で、大変有名な所ですが、スリーマイル事故と同じ事故が起これば、瀬戸内海は死の海と化し、泳ぐ事も、魚をつる事も、食べる事も、何十年か何百年か、出来なくなる。今すぐに、スリーマイル原発事故の様な事が起こらないとしても、明日か、明後日には起こるのでは無かるうかと、不安と恐怖におびえながらの生活は、本当にもう沢山である。

地区民全体に、不安な日々をいだけせ、スリーマイル事故を想定せず審査をした、伊方原子力発電所設置許可は、全く不当な事である。一日も早く伊方二号炉設置許可を取消すべきである。

### 原告 近 藤 誠

私は愛媛県八幡浜市に居住し、働く場所、日常の衣食住についても、総べてをこの地において営んでおります。又、一九七四年から七六年初めまでの約二年間、漁船員として漁業に従事し、海とそれに関わる自然条件について多少なりとも経験もいたしました。

さて、私の居住しております八幡浜市は、人口四万六千人を数え、西に宇和海を控え、東と北、南側の三方を標高百五十メートルないし四百メートルを越える山で囲まれた町であります。いわば、海を入口とした袋状の地形をなしているのです。

この袋状の町の中で、日本一の品質を誇る密柑を中心とする農業、下関・長崎と並ぶ西日本有数のトロール漁業と、それをもとにした水産物の加工業、古くは四国の大阪とも称

された商業、その他様々の勤労者と、その家族が、力を合わせて健康と幸せを築こうと努力を重ねて生計を営んでおります。

私達に日夜、恐怖と不安をもたらしている伊方原子力発電所は、この袋状の町の開口部、つまり、ほぼ真西の方角十キロメートルの地点に建設されており、既に一号炉は、その是非をめぐって裁判中にもかかわらず、原発推進者の面子と、電力会社の企業利益の獲得目的をもつて運転の強行がなされております。この一号炉は二号炉と同型であります。既に度重なる事故の続出により、いかに一号炉審査と許可がデタラメでズサンなものであったかを証明いたしております。

それにもかかわらず、二号炉も又、私達住民の抗議と反対の声を圧殺して建設が強行されている。「法の下での正義」などという唱い文句は、しよせん金力と権力の前ではなんの力もありはしないのかという想いを口惜しさと共にかめしめております。

しかしながら、原子炉の危険性と放射能のもたらす致命的被害は現実なのであり、この被害を未然に阻止することは、私が自分自身の明日と未来を守るために絶対的に第一義的な必要条件であることは言をまちません。

ひと度、伊方の原子力発電所から放射能が大量に放出されるならば、この八幡浜の地は、遅くとも二十分以内に、早ければ十分足らずの内に、その放射能を全身に被ることとなります。又、仮に大事故が起らなくても、原子力発電所からは絶えず少量であろうとも放射能が放出されており、不定期的にも、意識的に放出もされておるのであります。この放射能を、西風の時には、いつでも私達八幡浜に暮す者は全身に被ぶり、体内に吸い込み続

けるのです。この原子力発電所による放射能によつて、身体や財産に回復不能の損失を蒙つたとしても「天然にも放射能はある」と開きなおられて、その損失は決して償なわれることはないでしょう。

このような不安と恐怖のもとに暮らしておりました時、忘れもしない本年三月二十八日、アメリカペンシルベニア州のスリーマイルアイランド原子力発電所において、原子炉内燃料の溶融、即ち、原子炉溶融の恐るべき大事故が発生し、周辺地域に、なんと数百万キュリーという放射能が撒き散らされたのであります。

科学技術庁や通産省の役人達が、如何に弁解し、言い逃れようとムナシ努力を重ねようとも、このスリーマイルアイランド原子力発電所の大事故によつて「実証」された事実のひとつは、「原子炉は溶ける」という冷厳なる事実なのであります。

単なる想像上の、仮定の上での想定大事故の時ですら「伊方一号炉の安全審査に際して燃料損傷率五パーセント相当の場合を想定したのに対し、本件伊方二号炉の安全審査に際しては一パーセント相当の場合を相定したが、これは最近における燃料損傷率の実績が低下していることを考慮し、最大値として損傷率一パーセントと仮定すれば十分であると判断された」（昭和五十三年三月十日付、科学技術庁原子力安全局長、牧村信之から原告に送付された二号炉増設許可に対する異議申立てについての回答書面三四ページ）と科学技術庁は豪語し、安全審査に際しても、これで当然として認められていたのである。もう一度、今の引用文を読みかえしていただきたい。伊方二号炉の安全審査では、仮想事故とし

て想定する蒸気発生器伝熱管破損事故の際でさえ燃料は一パーセントしか損傷しないと主張し、それをもとに二号炉設置許可は下されたのである。しかも、一号炉審査よりも五倍も安全基準をゆるくしたのである。ここで強く主張しておくが、最悪の場合を原子炉によつて仮想するというのは、燃料が百パーセント溶けるとするのが安全側に立つ常識である。そして、その溶けた燃料に対して、圧力容器、格納容器はどのように安全側に効果を有しているのか、又、その具体的実証と証拠は何か、これを明らかにするのが、原子炉設置者と、安全審査担当者、許可決定当事者の責務と義務である。

起り得ないような事故の時ですら、燃料は一パーセント損傷するのみと平然と言い放ち、更に一号炉の場合より五倍も基準を甘くしながら、安全に問題ないと開きなおるのである。この、およそ客観性と科学性をもたない主観的な願望を、スリーマイルアイランド原子力発電所で現実生じた事故と結果が、見るも無残に打ち砕いたのである。

スリーマイルアイランド原子力発電所の大事故は、原子力発電をなにがなんでも押し進めねばならぬと考える企業家や電力会社の関係者と、その者達に後押しされている政治家達にさえ「最悪の場合は原子炉は溶ける。しかも、実に簡単極まる原因とキツカケで、その最悪事態に至ってしまう」ことを、否定しよりもなく認識させたものとして、後世にも長く残る歴史的重大事であったと確信しております。

繰り返し私は訴えます。原子炉は溶けるのです。私は、この世に生を受けた者は誰でも、寿命のまっとうによつてこの世から去るこ

とが、私共に課せられた「人生」であると信じています。そのような平凡なる凡人であります私共住民にとって、伊方原子力発電所二号炉の安全性とは、原子炉が溶けても、住民に如何なる被害も損失も及ぶことはないという保証こそを指し示めしているのであります。

「原子炉は溶けない、その理由は、溶けないようにしてあるから溶けないのだ。従つて、溶けたらどうなるかと考える必要もない」という、全く人を馬鹿にしたゴマカシを、まともに聞くことができるのは、原子力発電所の建設や運転で巨額の利益を受けることのできる人達だけであることは確実です。

「原子炉は溶ける」のであります。このひとつの事実だけで、伊方原子力発電所一号炉の運転と、二号炉の建設はただちに中止しなければなりません。それに伴って、これらの設置許可が取り消されねばならぬことは理の必然であります。

いつ、いかなる時代、いかなる場所・社会であろうとも、少数の、しかも、それを利用する企業や一団の利益のために、数千、数万人、否、数十万、数百万の人間の生命や財産をおびやかす恐れのあるものに、その運命を託すような愚挙は決して許されるものではありません。

数十万人、数百万人の生命、財産の損失ということとは、決して誇張やハツタリではないのです。スリーマイルアイランド原子力発電所の原子炉が全面熔融すれば、周辺環境に住む人間はどうなるのかという試算では、半径六十キロメートル内の人間は一週間内で死亡し、なんと三百二十キロメートルに及ぶ範囲に住む人々にさえ、なんらかの放射能障害、

すなわちガンを発生せしめるというのであります。三百二十キロメートルを伊方にあてはめてめるならば、五百万人都市大阪にも達する距離であることを良く御承知願いたいのであります。

スリーマイルアイランド原子力発電所の原子炉で生じた炉心の部分熔融が、伊方原子力発電所二号炉で全面熔融にたちいたれば一体どうなるのか。そうならば、圧力容器内の全燃料が溶け、百トン近くの白熱の溶融体が圧力容器の底に落ち、その底を溶かしはじめる。その後数時間で圧力容器も溶けて底が抜ける。そこからドロドロの放射能の固りが格納容器の床面にむき出しで流れでる。この高温でドロドロ状になつている放射能の固りは、やがて格納容器を破壊して大量の煙霧状の放射能雲となり、何億キュリーというすさまじい放射能を人々の上に降りそそぐことになるのである。又、格納容器の床をも溶かし貫いて地中にしずんだ放射能の固りは、地下水か海水と接触し、大規模な水蒸気爆発を起し、天文学的な量の放射能を地表面や海水中に飛び散らせるのである。そのような事態となれば原発周辺は広範囲にわたって、長い長い年月の間、人の住めない土地となる。ビキニ環礁の悲劇がまさに現出するのである。

最早、多言を要しない。スリーマイルアイランド原子力発電所の事故によつて、伊方原子力発電所二号炉について行なわれた審査なるものの非科学性と非現実性が、完膚なきまでに暴露されたのである。

従つて、本法廷は、その事実にもとづき、伊方原子力発電所二号炉の設置をただちに取り消さねばならない。

## 伊方原発への送水に断固反対

伊方町が、現在、有寿来地区で工事を進めている町営簡易水道の工事費全額を、四電が「寄付」することになっていることが最近明らかになった。さる1月26日、八西連絡協会の矢野事務局長ら7名が福田町長と会見し、その理不尽さを追及したが物別れとなり、下記の抗議文を突きつけて引上げた。

### 抗議文

伊方町は四国電力より5億500万円にのぼる寄付を受け、亀浦地区に簡易水道を建設している。この施設は一見地元住民のため設置しているかに見えるが、実は、9割以上の水(1日約1500トン)を伊方原子力発電所に送水するところから考えても、明らかに原発推進のためにつくらしているものである。我々は我々住民の生命や財産を脅やかし破壊のどん底に落とし込む、危険きわまりない原発推進につながる伊方原発への送水を、たとえ生活用水であっても1滴たりとも許すことは出来ない。伊方原発への送水を拒否する権利は、水に困っている地元住民が水を要求する権利があるのと同じく、我々の生存権を守るための当然の権利である。

町は、亀浦、伊方越の両地区の人が水に苦んでいるのを見こし、簡易水道をつくり原発へ送水し原発推進を図ろう、と計画したことは明らかである。本来寄付があろうとなかろうと、町は両地区に簡易水道施設をつくるべきであるにかかわらず、そうした努力もせず、逆に両地区の弱味につけこみ、ことあるうちに、人間が生きるに欠かせぬ水を、危険きわまりない原発推進の取引きに利用したのである。これほど人道を無視した卑劣な行為はない。(中略)

原発撤去の声は全世界に高まっているにもかかわらず、こうした世論を無視した町の行為は、我々住民の生存権を脅やかすものである。よって、原発推進につながる伊方原発への送水に断固反対し強く抗議する。

1980年1月26日

伊方原発反対八西連絡協議会

伊方町長 福田直吉殿

## 会計報告 ('80.1/20~2/14)

収 入	
会 費	24,000
ニュース購読料	10,800
準備書面売上金	73,500
カンパ	65,000
コピー代金	16,000
計	189,300
支 出	
ニュース印刷代	22,500
郵 送 料	11,050
振替手数料	590
資 料 費	10,200
コピー料金	49,400
事務用品費	13,600
公判援助費	303,000
旅 費	120,000
行動費	120,000
宿泊費	63,000
準備書面作成会場費	49,480
ユンク氏伊方行カンパ	30,000
計	489,820
差 引	- 300,520
借入金合計	400,419